

愛川町審議会等の会議公開基準

1 趣 旨

この基準は、愛川町自治基本条例（平成 16 年愛川町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、本町の附属機関及びこれらに類する機関（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する制度の運用に関し、必要な事項を定める。

2 公開の対象となる審議会等

会議の公開の対象となる審議会等は、条例第 15 条第 1 項に規定する附属機関のほか、有識者等の意見を聴き、町政に反映させることを主な目的として要綱等に基づき設置する任意の協議機関（私的諮問機関）とする。ただし、本町職員のみで構成するものは除く。

3 会議公開の原則

- (1) 条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、法令又は条例等に特別の定めがある場合及び同項ただし書に規定する非公開情報を審議する場合等を除き、審議会等の会議は公開とする。
- (2) 条例第 15 条第 1 項ただし書の規定により会議を公開しない場合は、審議会等の長が当該審議会等の会議に諮って決定するものとする。ただし、常時、個人情報等非公開情報を扱うことが明らかな審議会等については、あらかじめ公開しない旨を指定することができる。

4 会議日程等の周知

- (1) 条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議の開催が急を要する場合又は前項第 2 号ただし書の規定によりあらかじめ公開しない旨を指定する場合を除き、会議日程等を事前に公表するものとし、遅くとも会議開催日の 2 週間前までに行うものとする。
- (2) 事前公表の内容は、条例第 15 条第 2 項に定める会議名、開催日時、会場、議題のほか、傍聴席数、傍聴の申込方法及び問い合わせ先とする。
- (3) 事前公表の方法は、町政情報コーナー及び町立公民館での掲示並びに町ホームページへの掲載とする。

5 会議の公開の方法

- (1) 公開して行う審議会等の会議は、会場に傍聴席を設け、何人も傍聴できるように配慮するものとする。この場合における傍聴席数は、会場の規模、委員数、審議会等の性格等会議の円滑な進行を考慮して決定するものとする。
- (2) 会議の傍聴者には、会議次第を配布するとともに、会議資料を閲覧に供するものとする。ただし、個人情報等非公開情報に該当する情報が記録されている場合は、この限りでない。
- (3) 会議資料については、意思決定前の情報が含まれているおそれがあるため、会議終了後に回収するものとする。ただし、傍聴者から会議資料の取得の請求があったときは、審議会等の判断により複写費用に係る実費分の負担を求め、提供することができる。

- (4) 傍聴の受付をした場合で、審議会等が会議の一部を非公開とする決定をしたときは、傍聴者が傍聴しやすいよう審議の順序を工夫するなど、可能な限り傍聴者に配慮するよう努めるものとする。

6 会議の傍聴

- (1) 傍聴の申込みは当日受付とし、申込者数が傍聴席数を超える場合は、抽選とする。
- (2) 傍聴者は、傍聴の遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
- (3) 傍聴者は、審議会等の長の許可なく、会議の様相を撮影し、又は録音をしてはならない。
- (4) 審議会等の長は、会場の秩序維持のため、必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

7 会議録等の公開

- (1) 審議会等の長は、条例第15条第3項の規定に基づき、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成し、町政情報コーナー及び町立公民館に備え置き、閲覧に供するとともに、町ホームページを利用した情報提供に努めなければならない。この場合において、町政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。
- (2) 会議録又は会議資料に非公開情報に該当する情報が記録されているときは、条例及びこの基準に基づく情報提供としての会議録等の公開は行わないものとする。ただし、会議録又は会議資料の一部に非公開情報が記録されている場合で、当該非公開情報が極めて部分的であり、かつ、当該非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて公表するものとする。
- (3) 町政情報コーナー、町立公民館及び町ホームページでの会議録等の公開期間は、原則として当該公開の日から6か月間とする。この場合において、公開期間を満了した会議録等について、公開の請求があったときは、情報公開請求によらず、情報提供として処理するものとする。

8 運用状況の公表

町長は、町民に対し、審議会等の会議の公開に関する運用状況を明らかにするため、毎年その内容を取りまとめ、町政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

9 事務の所管

- (1) 審議会等の会議の公開に係る一般事務は審議会等の事務局主管課が、本制度を円滑に行うための進行管理その他の庶務は行政推進課が所管する。
- (2) 審議会等の事務局主管課は、行政推進課その他関係課と連絡を密にし、本制度の適正な運用に努めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。